

(4) リース資産に係る償却方法

問 4 リース資産に係る償却方法を教えてください。

(答) ① 平成 20 年 4 月 1 日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る賃借人が取得したものとされるリース資産の償却方法は、リース期間で均等償却を行う「リース期間定額法」によります（所令 120 の 2 ①六、平成 19 年改正所令附則 12①）。

(注) 所有権移転外リース取引とは、所得税法施行令第 120 条の 2 第 2 項第 5 号に規定するリース取引をいいます。

○ 平成 20 年 4 月 1 日以後の契約に係るリース資産に係る算式は次のとおりです。

(リース期間定額法)

$$\left(\begin{array}{cc} \text{リース資産の} & \text{残価保証額} \\ \text{取得価額} & (\text{※}) \end{array} \right) \times \frac{\text{その年におけるリース期間の月数}}{\text{リース資産のリース期間の月数}}$$

※ 残価保証額とは、リース期間終了の時に、リース資産の処分価額が所有権移転外リース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合に、その満たない部分の金額を当該取引に係る賃借人が、その賃貸人に支払うこととされている場合における当該保証額をいいます（所令 120 の 2 ②六）。

② 平成 19 年度税制改正前の所得税法施行令第 184 条の 2 第 1 項に規定するリース取引（以下「改正前リース取引」といいます。）の目的とされているリース賃貸資産（国外リース資産を除きます。）については、「旧リース期間定額法」により償却費の額を計算することができます（所令 121 の 2 ①）。

○ 平成 20 年 3 月 31 日以前の契約に係るリース賃貸資産（国外リース資産を除きます。）について、旧リース期間定額法を選定した場合の算式は次のとおりです。

(旧リース期間定額法)

$$\begin{array}{cc} \text{リース賃貸資産の} & \\ \text{改定取得価額(※1)} & \end{array} \times \frac{\text{その年における改定リース期間の月数}}{\text{改定リース期間(※2)の月数}}$$

※1 改定取得価額とは、リース賃貸資産について、旧リース期間定額法の適用を受ける最初の年の 1 月 1 日における取得価額（既に償却費としてその年の前年分以前の各年分の不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）から残価保証額を控除した金額をいいます（所令 121 の 2 ③）。

※2 改定リース期間とは、旧リース期間定額法の適用を受けるリース賃貸資産のリース期間のうち、当該償却方法の適用を受ける最初の年の 1 月 1 日以後の期間をいいます（所令 121 の 2 ③）。

※3 旧リース期間定額法の適用を受けるためには、当該償却方法を採用しようとする年分の確定申告期限までに所定の事項を記載した届出書の提出が必要です（所令 121 の 2 ②、所規 25 の 2）。

③ 改正前リース取引の目的とされている国外リース資産については、改正前の計算の仕組みが維持されつつ、その名称が「旧国外リース期間定額法」に改められました。

○ 平成 20 年 3 月 31 日以前の契約に係る国外リース資産に係る算式は次のとおりです。
(旧国外リース期間定額法)

$$\left(\begin{array}{l} \text{国外リース資} \quad - \quad \text{見積残存価額} \\ \text{産の取得価額} \quad \quad (\text{※}) \end{array} \right) \times \frac{\text{その年における国外リース資産の賃貸借期間の月数}}{\text{国外リース資産の賃貸借期間の月数}}$$

※ **見積残存価額**とは、国外リース資産をその賃貸借の終了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額をいいます（所令 120②）。